

令和6年第6回下呂市議会定例会

提 出 議 案 目 録

承第 6号	専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第8号））	3
同第 12号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	14
同第 13号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	15
同第 14号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	16
同第 15号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	17
同第 16号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	18
同第 17号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	19
同第 18号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	20
同第 19号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	21
同第 20号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	22
同第 21号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	23
同第 22号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	24
同第 23号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	25
同第 24号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	26
同第 25号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	27
同第 26号	下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて	28
議第 92号	財産の取得について	29
議第 93号	令和6年度下呂市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議第 94号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	別冊
議第 95号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議第 96号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議第 97号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）	別冊
議第 98号	令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）	別冊
議第 99号	下呂市第三次総合計画基本構想の策定について	31
議第 100号	下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について	32
議第 101号	財産の譲与について	34
議第 102号	下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について	36
議第 103号	下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について	37
議第 104号	下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について	38
議第 105号	下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について	39
議第 106号	字の区域の変更について	40
議第 107号	下呂市税条例の一部を改正する条例について	46
議第 108号	下呂市宿泊税条例について	52

議第109号	下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	63
議第110号	下呂市基金条例の一部を改正する条例について……………	66
議第111号	下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について……………	69
議第112号	下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	72
議第113号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について……………	75
議第114号	下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について……………	77
議第115号	下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について……………	88
議第116号	下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について……………	92
議第117号	令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）……………	別冊
議第118号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）…	別冊
議第119号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）・	別冊
議第120号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）……………	別冊
議第121号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）・	別冊
議第122号	令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第123号	令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第124号	令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）……………	別冊

承第 6 号

専決処分の承認について（令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 8 号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

衆議院解散に伴い、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査について速やかに執行するための予算の増額補正を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 7 号

専決処分書（令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 8 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 8 号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 1 日

下呂市長 山 内 登

令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度下呂市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3, 6 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 6 3 4, 6 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

【第1表】

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		1, 3 5 4, 5 4 6	2 3, 6 5 2	1, 3 7 8, 1 9 8
	03. 委託金	9 6, 7 3 5	2 3, 6 5 2	1 2 0, 3 8 7
歳入合計		2 4, 6 1 0, 9 9 1	2 3, 6 5 2	2 4, 6 3 4, 6 4 3

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 総務費		4, 4 9 1, 6 5 5	2 3, 6 5 2	4, 5 1 5, 3 0 7
	04. 選挙費	6 5, 6 5 4	2 3, 6 5 2	8 9, 3 0 6
歳出合計		2 4, 6 1 0, 9 9 1	2 3, 6 5 2	2 4, 6 3 4, 6 4 3

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金	1,354,546	23,652	1,378,198
歳入合計	24,610,991	23,652	24,634,643

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
02. 総務費	4,491,655	23,652	4,515,307	23,652				
歳出合計	24,610,991	23,652	24,634,643	23,652				

歳入・歳出【総括】

歳入【県支出金】

2 歳入

(款) 16. 県支出金

(項) 03. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 総務費県委託金	79,932	23,652	103,584	04. 選挙費委託金	23,652	衆議院議員選挙交付金 23,277 国民審査交付金 375
計	96,735	23,652	120,387			

3 歳出

(款) 02. 総務費

(項) 04. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国県支出金	地方債	その他						
03. 国政選挙費	0	23,652	23,652	23,652				01. 報酬	2,596			
				23,277				委員報酬	226	衆議院議員総選挙費	23,277	
				〈県支出金 23,277〉					非常勤職員報酬	2,370	報酬	2,596
											委員報酬	226
									03. 職員手当等	7,699	選挙管理委員会委員	
									職員時間外勤務手当	7,267	非常勤職員報酬	2,370
									職員管理職特別勤務手当	432	投票立会人	1,700
											開票立会人	134
											投票管理者	514
											開票管理者	22
									08. 旅費	261	職員手当等	7,699
									費用弁償	261	職員時間外勤務手当	7,267
									10. 需用費	2,418	職員管理職特別勤務手当	432
									消耗品費	1,260	旅費	261
									燃料費	75	費用弁償	
									印刷製本費	819	需用費	2,267
									電気料	264	消耗品費	1,197
									11. 役務費	2,771	燃料費	75
									郵便料	1,800	印刷製本費	731
									電話料	157	電気料	264
									手数料	814	役務費	2,771
									12. 委託料	4,362	郵便料	1,800
									電算委託料	448	電話料	157
									諸委託料	3,914	手数料	814
									13. 使用料及び賃借料	844	委託料	4,362
									賃借料		電算委託料	448
									機器使用料	358	諸委託料	3,914
									諸使用料	486	使用料及び賃借料	734
									17. 備品購入費	2,697	機器使用料	358

歳出【総務費】

歳出【総務費】

(款) 02. 総務費

(項) 04. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								備品購入費	2,697	諸使用料	376
								18. 負担金補助及び交付金	4	備品購入費	2,583
								負担金	4	負担金補助及び交付金	4
										電気利用負担金	
				375	<県支出金 375>				最高裁判所裁判官国民審査費	375	
								需用費	151		
								消耗品費	63		
								印刷製本費	88		
								使用料及び賃借料	110		
								諸使用料			
	備品購入費	114									
	備品購入費										
計	65,654	23,652	89,306	23,652							

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	2		18,600	8,022 4.50			192	26,814	4,760	31,574	
	議 員	14	51,930		22,408 4.50				74,338	14,950	89,288	
	その他の 特別職	2,691	98,594	7,320	3,157 4.50			120	109,191	3,566	112,757	
	計	2,707	150,524	25,920	33,587			312	210,343	23,276	233,619	
補 正 前	長 等	2		18,600	8,022 4.50			192	26,814	4,760	31,574	
	議 員	14	51,930		22,408 4.50				74,338	14,950	89,288	
	その他の 特別職	2,458	95,998	7,320	3,157 4.50			120	106,595	3,566	110,161	
	計	2,474	147,928	25,920	33,587			312	207,747	23,276	231,023	
比 較	長 等	0		0	0 0.00			0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0	
	その他の 特別職	233	2,596	0	0 0.00			0	2,596	0	2,596	
	計	233	2,596	0	0			0	2,596	0	2,596	

2. 一 般 職

ア 常時勤務を要する職員（会計年度任用職員以外の一般職）

（１）総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	464	0	1,710,299	1,039,572	2,749,871	556,090	3,305,961	
補 正 前	464	0	1,710,299	1,031,873	2,742,172	556,090	3,298,262	
比 較	0	0	0	7,699	7,699	0	7,699	

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	単身赴任 手 当	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	夜間勤務 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	児童手当	その他
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	53,022	15,624	48,535	22,740	1,752	128,224	7,537	1,224	4,330	37,964	367,754	316,680	30,180	4,006
	補 正 前	53,022	15,624	48,535	22,740	1,752	120,957	7,537	792	4,330	37,964	367,754	316,680	30,180	4,006
	比 較	0	0	0	0	0	7,267	0	432	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	7,699	その他の増減分	7,699	その他による増 7,699 千円 時間外勤務手当 7,267 千円 管理職員特別勤務手当 432 千円	

同第 12 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	伊藤 厳悟
年 齢	75 歳
表彰領域	地方自治
功 績	市議会議員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 13 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	吾郷 孝枝
年 齢	75 歳
表彰領域	地方自治
功 績	市議会議員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 14 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	一木 良一
年 齢	73 歳
表彰領域	地方自治
功 績	市議会議員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 15 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	中島 巳代治
年 齢	83 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 16 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	藤岡 均
年 齢	75 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 17 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	大塚 正議
年 齢	75 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 18 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	富永 二三子
年 齢	71 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 19 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	今枝 由貴
年 齢	68 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 20 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	山内 茂義
年 齢	65 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 21 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	小池 利幸
年 齢	63 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 22 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	島村 久美子
年 齢	64 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	介護認定審査会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 23 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	ニッ谷 真
年 齢	62 歳
表彰領域	社会福祉、保健衛生
功 績	介護認定審査会委員、学校歯科医

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 24 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	青島 史尚
年 齢	62 歳
表彰領域	保健衛生
功 績	保健衛生関係団体の連合体の役員で長の経歴を有する者

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 25 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	中川 銑一
年 齢	90 歳
表彰領域	教育文化
功 績	文化財審議会委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 26 号

下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	矢島 実
年 齢	70 歳
表彰領域	教育文化
功 績	社会教育委員

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 小中学校教職員用パソコン等機器 一式
- 2 取 得 価 格 27,490,000 円
- 3 取得の相手方 岐阜県下呂市萩原町萩原 1500 番地 3
株式会社 飛騨コンピュータサービス
代表取締役 日下部 鉄彦
- 4 取 得 の 理 由 小中学校で使用する教職員用パソコン機器を更新するため

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

小中学校教職員用パソコン機器の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

入札執行結果公表一覽表

財務課 契約係

仕 様 書 番 号	教総物 第 20 号			
物 品 等 名	小中学校教職員用パソコン購入			
物 品 概 要	教職員用パソコン N=1式 小学校 中学校 合計 ノートパソコン 54台 30台 84台 デスクトップパソコン 9台 6台 15台 計 63台 36台 99台			
入 札 年 月 日	納入期間		納入場所	
令和6年10月30日（水）	自	令和6年10月31日（木）	下呂市 市内小中学校	
	至	令和7年2月28日（金）		
落 札 業 者	岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地3 (株)飛驒コンピュータサービス 代表取締役 日下部 鉄彦		入札価格(税抜き)	27,490,000 円
			契約価格(税抜き)	27,490,000 円
			予定価格(税抜き)	28,070,000 円

[illegible]

指名理由	地理的要件、指名停止の有無を総合評価し、令和6年10月4日開催の指名業者選定委員会において上記業者を選定した。
------	---

事業担当課 教育総務課

議第 99 号

下呂市第三次総合計画基本構想の策定について

下呂市第三次総合計画基本構想を別冊のとおり策定するにあたり、下呂市総合計画策定条例第 4 条（平成 25 年 9 月 24 日条例第 42 号）の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市第二次総合計画が令和 6 年度をもって終期を迎えることから、令和 7 年度から令和 22 年度までの期間において、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、下呂市第三次総合計画基本構想を定めるもの。

議第 100 号

下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について

別紙のとおり下呂市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

総務省所管の過疎地域持続的発展支援交付金を活用して過疎地域集落再編整備事業（定住促進空き家活用事業）を実施するため、下呂市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）に事業内容等を追加するもの。

下呂市過疎地域持続的発展計画（変更）案 新旧対照表

区 分	変更後	変更前	備 考				
10 集落の整備	61-62項 （１）現況と問題点 ①地域振興 本市の自治会加入率は87.8%と高く、地域により活動の内容や頻度に差はあるものの、地域コミュニティの最小単位として、地域ならではの創意と工夫で地域としての機能を維持し続けています。 しかし、人口減少による地域の衰退感は着実に浸透しており、これを令和2年2月に萩原地域自治会連合会主催の講演会において、徳島大学准教授田口太郎氏が説明した言葉を引用すると、「これまで地域活動を支えてきた担い手の数は、地域の維持に必要な労力を下回り始めている。それでも地域（活動）が維持されているのは、残された担い手が大きな負担を負っているからであり、こうした負担感は地域で担うことへの敬遠感につながり、さらに若手が地域の担い手から遠ざかっていくことで、残った担い手の負担感が更に増す、という負のスパイラルに陥っている」ということになり、地域の悪循環が目の前に広がっているため、この担い手不足の解消が急務とされています。 地域を維持するために必要な住民自治の衰退感が広がる一方で、行政による団体自治も、財政の悪化、人員不足による行政サービスの低下により衰退傾向にあります。合併を繰り返し、行財政の効率化を進めてきた結果、地理的に中心市街地から遠い地域ほど、衰退感、諦め感は深刻となる傾向にあります。 こうした状況に鑑み、当市では平成26年度に「下呂市第二次総合計画」を策定し、「地域づくり」を重点プロジェクトとして位置づけ、一部地域においては、新たな枠組みによる地域運営の試行が始まりました。こうした活動が、更に自律した「地域づくり」の活動に発展し、市役所との協働を推進していくためには、地域の合意に至るまでのプロセスや地域毎に異なる課題に対応するための各種施策の選択・活用、地域住民の参画を円滑に進めていくための推進役となるファシリテーターやコーディネーターの育成が必要です。 また、「地域づくり」の担い手となる移住・定住者を受け入れるための民間住宅も不足傾向にあるため、移住・定住促進を目的とした住宅環境の整備が求められています。	61-62項 （１）現況と問題点 ①地域振興 本市の自治会加入率は87.8%と高く、地域により活動の内容や頻度に差はあるものの、地域コミュニティの最小単位として、地域ならではの創意と工夫で地域としての機能を維持し続けています。 しかし、人口減少による地域の衰退感は着実に浸透しており、これを令和2年2月に萩原地域自治会連合会主催の講演会において、徳島大学准教授田口太郎氏が説明した言葉を引用すると、「これまで地域活動を支えてきた担い手の数は、地域の維持に必要な労力を下回り始めている。それでも地域（活動）が維持されているのは、残された担い手が大きな負担を負っているからであり、こうした負担感は地域で担うことへの敬遠感につながり、さらに若手が地域の担い手から遠ざかっていくことで、残った担い手の負担感が更に増す、という負のスパイラルに陥っている」ということになり、地域の悪循環が目の前に広がっているため、この担い手不足の解消が急務とされています。 地域を維持するために必要な住民自治の衰退感が広がる一方で、行政による団体自治も、財政の悪化、人員不足による行政サービスの低下により衰退傾向にあります。合併を繰り返し、行財政の効率化を進めてきた結果、地理的に中心市街地から遠い地域ほど、衰退感、諦め感は深刻となる傾向にあります。 こうした状況に鑑み、当市では平成26年度に「下呂市第二次総合計画」を策定し、「地域づくり」を重点プロジェクトとして位置づけ、一部地域においては、新たな枠組みによる地域運営の試行が始まりました。こうした活動が、更に自律した「地域づくり」の活動に発展し、市役所との協働を推進していくためには、地域の合意に至るまでのプロセスや地域毎に異なる課題に対応するための各種施策の選択・活用、地域住民の参画を円滑に進めていくための推進役となるファシリテーターやコーディネーターの育成が必要です。	本文の追加				
	62項 （２）その対策 ①地域振興 ■地域住民による、定期的な地域の現状把握に継続的に取り組みます（ふるさと磨きミーティング） ■これまでの地域活動を補完する、新たな枠組みでの活動を支援します（下呂市地域づくり活動事業補助金） ■新たな枠組みでの地域活動を自律させるため専門員の配置を推進します（集落支援員） ■地域運営組織のコミュニティ拠点施設を整備します ■持続可能な`地域づくり、を目指し、職員研修を開催します ■移住・定住促進のための市営住宅区分を新設し、基幹的集落の空き家を整備して供給することで「地域づくり」の担い手の確保を進めます	62項 （２）その対策 ①地域振興 ■地域住民による、定期的な地域の現状把握に継続的に取り組みます（ふるさと磨きミーティング） ■これまでの地域活動を補完する、新たな枠組みでの活動を支援します（下呂市地域づくり活動事業補助金） ■新たな枠組みでの地域活動を自律させるため専門員の配置を推進します（集落支援員） ■地域運営組織のコミュニティ拠点施設を整備します ■持続可能な`地域づくり、を目指し、職員研修を開催します	本文の追加				
	62-63項 （３）計画 <table><tr><td colspan="2">（１）過疎地域集落再編整備</td></tr><tr><td>定住促進空き家活用事業 基幹的集落に点在する空き家を市が借り上げて改修し、 移住・定住者へ供給</td><td>下呂市森地区3棟</td></tr></table>	（１）過疎地域集落再編整備		定住促進空き家活用事業 基幹的集落に点在する空き家を市が借り上げて改修し、 移住・定住者へ供給	下呂市森地区3棟		事業名の追加
（１）過疎地域集落再編整備							
定住促進空き家活用事業 基幹的集落に点在する空き家を市が借り上げて改修し、 移住・定住者へ供給	下呂市森地区3棟						

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与することについて議会の議決を求める。

1 譲与する財産

美輝の里周辺土地及び馬瀬川温泉の源泉に関連する施設
(詳細は別紙のとおり)

2 譲与する相手方

下呂市馬瀬西村 1695 番地
馬瀬総合観光株式会社
代表取締役 今井 弘之

3 譲与する理由

使用貸借契約に基づき、馬瀬総合観光株式会社に無償貸付している美輝の里周辺土地及び馬瀬川温泉の源泉に関連する施設について、諸条件が整ったことにより、当該財産を譲与するもの。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

別 紙

【土 地】

所 在 地 番	登記地目	登記地積
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1648 番地 3	原野	6.28 m ²
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1648 番地 4	宅地	26.01 m ²
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1648 番地 5	宅地	68.92 m ²
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1648 番地 6	宅地	114.62 m ²
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1648 番地 7	宅地	109.66 m ²
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1649 番地 1	宅地	191.19 m ²
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1649 番地 2	宅地	32.80 m ²
下呂市馬瀬西村字山ぶし 1651 番地	原野	76 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1684 番地 3	公衆用道路	450 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1688 番地	原野	160 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1689 番地	雑種地	747 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1690 番地	雑種地	97 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1701 番地 1	用悪水路	188 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1701 番地 2	用悪水路	92 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1701 番地 3	公衆用道路	247 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1702 番地 1	原野	24 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1702 番地 2	雑種地	279 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1702 番地 3	原野	19 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1711 番地 2	宅地	66.22 m ²
下呂市馬瀬西村字蕨野 1721 番地 12	山林	2,609 m ²

【施設・設備】

所 在 地	施設・設備の名称
下呂市馬瀬西村字蕨野 1689 番地	源泉用の井戸
下呂市馬瀬西村字蕨野 1689 番地	源泉汲み上げ等の設備一式
下呂市馬瀬西村字蕨野 1689 番地	上記設備の防護用建屋（小屋）
下呂市馬瀬西村字蕨野 1689 番地外	道の駅美輝の里へ送湯している配管

議第 102 号

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 下呂市オーガニックワークプレイス
- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市森 2312 番地 6
特定非営利活動法人みらいろ
理事長 向野 優子
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年）

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 下呂市道の駅南飛騨小坂はなもも
- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市小坂町赤沼田 811 番地 1
飛騨小坂観光株式会社
代表取締役 二村 貢正
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年）

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

下呂市飛驒小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 下呂市飛驒小坂ふれあいの森
- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市小坂町無数原 480 番地 1
株式会社大清
代表取締役 大森 清雄
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年）

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 下呂市飛騨川温泉しみずの湯
- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市萩原町四美 1426 番地 1
株式会社 ホリスティック南飛騨
代表取締役 和田 剛
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 年）

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 106 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による数人共同施行土地改良事業(尾崎田地区)の施行に伴い、字の区域を変更しようとするもの。

別紙

変更の大略

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
萩原町尾崎字中北	萩原町尾崎字尾崎田の一部
萩原町尾崎字尾崎田	萩原町尾崎字中北の一部

変更調書

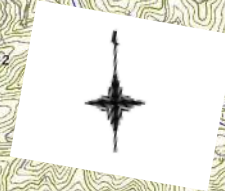
(1) 萩原町尾崎字中北に変更する区域

	字	地番			
萩原町尾崎	尾崎田	1713 の一部	1714 の一部		
以上の土地を萩原町尾崎字中北に変更する。					

(2) 萩原町尾崎字尾崎田に変更する区域

	字	地番			
萩原町尾崎	中北	1370 から	1379 までの 各一部		
以上の土地を萩原町尾崎字尾崎田に変更する。					

位置図



数人共同施行土地改良事業
尾崎田地区の施行区域

変更大略図

下呂市萩原町尾崎



凡 例	字	字	新	旧	地
	新 字 名	旧 字 名	新 字 界	旧 字 界	地 区 界
	○ ○	○ ○	— —	— —	— —

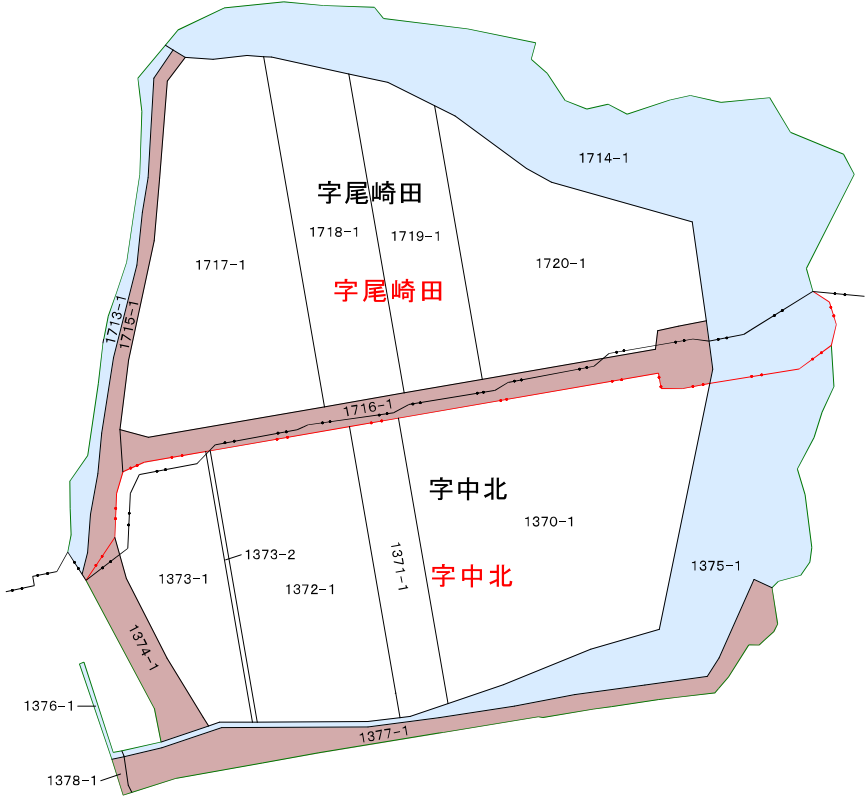
数人共同施行土地改良事業

尾崎田地区 換地図

下呂市萩原町尾崎



S=1 : 1000



凡 例	道	水	字	字	旧	新	旧	地
	路	路	新	旧	字	字	字	区
			○	○	○	○	○	界
			●	●	●	●	●	界
			—	—	—	—	—	界

数人共同施行土地改良事業尾崎田地区現形図

下呂市萩原町尾崎



凡	字	字	界	界
例	新	旧	新	旧
	字	字	字	字
	名	名	界	界

議第 107 号

下呂市税条例の一部を改正する条例について

下呂市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市税条例の一部を改正する条例

下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）・（2） （略） （3） <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた公益信託に対するもの</u> （4） （略） （5） 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の2第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、岐阜県内にお	（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）・（2） （略） （3） <u>所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた特定公益信託に対するもの</u> （4） （略） （5） 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる寄附金（<u>同条第3項及び</u>租税特別措置法第41条の18の2第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、岐

改 正 後	改 正 前
ける教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして岐阜県知事が指定したもの 2 (略) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務	岐阜県内における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして岐阜県知事が指定したもの 2 (略) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務

改正後	改正前
員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６） （略） 附 則	員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６） （略） 附 則 <u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u> <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>項から第11項までの規定により特定贈与等に 係る財産とみなされる資産を含む。)</u> に係る <u>山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得 の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは「寄付金（所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

【参考資料】

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 公益信託制度の見直しに伴い、所得税法が改正されたため、本市条例の引用部分について改めます。

（第 34 条の 7、附則第 4 条の 2 関係）

- （2） 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の改正により、地方税法に条ズレが生じ、改正されたことに伴い、本市条例の引用部分について改めます。

（第 56 条関係）

- （3） この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行します。

（改正附則第 1 条関係）

- （4） 市民税に関する経過措置について定めます。

（改正附則第 2 条関係）

議第 108 号

下呂市宿泊税条例について

下呂市宿泊税条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

安定した観光振興の財源確保を目的に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を導入するため、当該条例を制定するもの。

下呂市宿泊税条例

（目的）

第1条 この条例は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき宿泊税を課し、歴史、伝統、文化など本市固有の魅力を高め、もって市民生活と調和した持続可能なまちづくりにつなげることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び下呂市税条例（平成16年条例第58号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）をいう。
- （2）住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- （3）宿泊施設 旅館業に係る施設及び住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- （4）宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- （5）宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、市内の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊する者（以下「宿泊者」という。）に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- （1）12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者
- （2）学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が、教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している児童及び生徒並びに当該行事における引率者及び介添者
- （3）その他市長が特に認める者

（税額）

第5条 宿泊税の税額は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）宿泊料金が5,000円未満である場合 100円
- （2）宿泊料金が5,000円以上である場合 200円

(徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収は、特別徴収により行う。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設において、宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第8条 旅館業等を営もうとする者（以下この条において「開業者」という。）は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 開業者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は事務所若しくは事業所の所在地、名称及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）。ただし、個人番号を有しない者にあつては開業者の住所及び氏名、法人番号を有しない者にあつては事務所又は事業所の所在地及び名称。

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものが、当該宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を

市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第9条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、若しくは変更しようとする場合又はその他異動が生じた場合においては、10日以内に市長に申告し、又は申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第10条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で、同条第1項の承認を受けていないものが、同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日以内とする。

（減免）

第11条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

（申告納入）

第12条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊者数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しよ

うとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入)

第13条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第14条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 3 市長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されてい

るもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第16条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第17条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該

関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する法令の規定の適用)

第 18 条 第 16 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第 19 条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 22 の 4 第 6 号及び同条の 22 の 9 第 4 号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第 20 条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、下呂市税条例（平成 16 年条例第 58 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第 15 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を 5 年間保存しなかった者
- (3) 第 15 条第 2 項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第 15 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を 2 年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第 731 条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

（準備行為）

3 第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

4 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、施行日の前日までに、第8条の規定の例により市長に申告しなければならない。

（検討）

5 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

【参考資料】

下呂市宿泊税条例要綱

1. 制定理由

安定した観光振興の財源確保を目的に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を導入するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

（1） 宿泊税を課する目的及び根拠法令について定めます。

（第 1 条関係）

（2） 旅館業法第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く）に係る施設および住宅民泊事業法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る住宅において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に宿泊税を課します。

（第 3 条関係）

（3） 宿泊税の課税を免除する者について次のとおり定めます。

①12 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者

②学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が、教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している児童及び生徒並びに当該行事における引率者及び介添者

③①②に掲げる者のほか、市長が特別な理由があると認めるもの

（第 4 条関係）

（4） 税額について次のとおり定めます。

①宿泊料金が 5,000 円未満である場合 100 円

②宿泊料金が 5,000 円以上である場合 200 円

（第 5 条関係）

（5） 宿泊税は、宿泊施設が、宿泊客から宿泊料金と一緒に税金を集めて、まとめて市区町村に納める方法で徴収されます。

（第 6 条関係）

（6） この条例の第 6 条の規定により徴収する特別徴収義務者について定めます。

（第 7 条関係）

（7） 特別徴収義務者に指定された者が必要な申告等について定めます。

(第 8 条関係)

- (8) 納税管理人の選任に関する事項および正当な理由なく第 9 条の規定による申告がなかった場合に科す過料に関する事項について定めます。

(第 9 条、第 10 条関係)

- (9) 宿泊税の減免について定めます。

(第 11 条関係)

- (10) 宿泊税の申告及び納入について定めます。

(第 12 条関係)

- (11) 更正又は修正申告等による不足金額等の納入について定めます。

(第 13 条関係)

- (12) 宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなかった場合又は天災等により徴収した宿泊税額を失った場合などの徴収不能額等の還付又は納入義務の免除について定めます。

(第 14 条関係)

- (13) 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等について定めます。

(第 15 条関係)

- (14) 帳簿及び書類の電磁的記録による保存等に関する事項および電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等に関する事項を定めます。

(第 16 条、第 17 条関係)

- (15) 市税に関する法令の規定の適用について定めます。

(第 18 条関係)

- (16) 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税である法定外目的税であることについて定めます。

(第 19 条関係)

- (17) 宿泊税の賦課徴収について定めます。

(第 20 条関係)

- (18) 帳簿の記載義務違反等に関する罪について定めます。

(第 22 条関係)

- (19) この条例は、規則で定める日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (20) この条例は、この条例の施行の日以降の宿泊について適用します。

(附則第 2 項関係)

- (21) 第 7 条第 2 項の規定による指定及び第 9 条第 1 項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができます。

(附則第 3 項関係)

- (22) 公布日以前または公布日から施行日までに特別徴収義務者となる者は施行日の前日までに申告する経過措置について定めます。

(附則第 4 項関係)

- (23) この条例の施行後 3 年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5 年ごとに同様の検討を行います。

(附則第 5 項関係)

議第 109 号

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

市営住宅に対する多様な需要に対応し、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応した弾力的な活用を実施するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例

下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（目的外使用）</u> 第69条 （略） <u>2 市長は、公営住宅の地域対応活用について</u> <u>（平成21年2月27日国住備第117号国土交通</u> <u>省住宅局長通知）に基づき、公営住宅地域対</u> <u>応活用計画が国土交通省中部地方整備局長</u> <u>の承認を受けた場合にあっては、法に規定す</u> <u>る市営住宅の入居の対象となる者以外の者</u> <u>に対して使用を許可することができる。</u> <u>3 前項に規定する市営住宅の使用に係る許</u> <u>可、使用料の徴収等に関して必要な事項は、</u> <u>市長が別に定める。</u>	<u>（敷地の目的外使用）</u> 第69条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市営住宅に対する多様な需要に対応し、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応した弾力的な活用を実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 公営住宅地域対応活用計画が国土交通省中部地方整備局長の承認を受けた場合にあっては、市内事業者が社宅等の目的で市営住宅を使用する目的外使用が実施できるよう改めます。

(第 69 条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 110 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

新たな基金の設置を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(設置)			(設置)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の 名称	設置の目的	積立額	基金の 名称	設置の目的	積立額
(1)～(25) (略)			(1)～(25) (略)		
(26) 下呂 市市 内J R駅 整備 基金	市内のJR駅及びその周辺における基盤整備に要する経費の財源に充てるため	市長が定める額			
(27) 下呂 市下 呂温 泉街 賑わ いづ くり 基金	民間主体の賑わいづくりを推進し、下呂温泉街の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業に要する経費の財源に充てるため	市長が定める額			
2 (略)			2 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

新たな基金の設置を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 市内のＪＲ駅及びその周辺における基盤整備に要する経費の財源に充てるため、新たに「下呂市市内ＪＲ駅整備基金」を設置します。

(第３条関係)

- (2) 民間主体の賑わいづくりを推進し、下呂温泉街の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業に要する経費の財源に充てるため、新たに「下呂市下呂温泉街賑わいづくり基金」を設置します。

(第３条関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 111 号

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市飛騨小坂ふれあいの森の利用期間を撤廃し、通年利用を可能とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例（平成17年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（休館日）</u> 第9条 施設の休館日は、設けない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日を設けることができる。	<u>（利用期間）</u> 第9条 施設の利用期間は、次のとおりとする。 （1） <u>4月1日から11月30日までとする。</u> （2） <u>期間中無休とする。</u> 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日を設けることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例要
綱

1. 改正理由

下呂市飛騨小坂ふれあいの森（以下「施設」といいます。）の利用期間を撤廃し、通
年利用を可能とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （１） 施設の休館日は設けないものとします。ただし、指定管理者は、必要に応じて、
市長の承認を得て休館日を設けることができることとします。

（条例第９条関係）

- （２） この条例は、令和７年４月１日から施行します。

（附則関係）

議第 112 号

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

マイナンバーカードの利用拡大や、市民の利便性向上を目的として、マイナンバーカード（電子証明書発行機能が付与されたもの）で印鑑登録証明書の交付ができるよう、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例

下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（印鑑登録証明書の申請及び交付） 第10条 （略） 2・3 （略） <u>4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて自ら書面で市長に申請することができる。</u> <u>5 市長は、前項の申請があったときは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する個人番号カード利用証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことを確認したのち、印鑑登録原票の登録事項との照合をし、当該申請が適正であることを確認し、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</u>	（印鑑登録証明書の申請及び交付） 第10条 （略） 2・3 （略）

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

マイナンバーカードの利用拡大や、市民の利便性向上を目的として、マイナンバーカード（電子証明書発行機能が付与されたもの）で印鑑登録証明書の交付ができるよう、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 市役所窓口において印鑑登録証の掲示に代えて、マイナンバーカードを掲示することでも印鑑登録証明書の申請及び交付ができるようにします。ただし、マイナンバーカードは利用者証明用電子証明書が有効であり、有効な暗証番号の入力を確認された場合に限りします。

（第 10 条関係）

（2） この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

（附則関係）

議第 113 号

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

各務原市、山県市及び美濃加茂市で共同利用を行っている戸籍電子情報処理システムをクラウド化するため、事務の委託を廃止するもの。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を廃止する規約

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約（平成24年下呂市告示第149号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年6月9日から施行する。

議第 114 号

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインが改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例

下呂市屋外広告物条例（平成21年下呂市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（広告物のあり方）</u> 第2条 広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。	<u>（広告物等のあり方）</u> 第2条 広告物又は掲出物件（以下「<u>広告物等</u>」という。）は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。 2 <u>広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければならない。</u>
<u>（禁止広告物又は掲出物件）</u> 第3条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1） 著しく汚染し、<u>たい色</u>し、又は塗料等のはく離したもの （2）～（5） （略）	<u>（禁止広告物等）</u> 第3条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1） 著しく汚染し、<u>変色</u>し、又は塗料等のはく離したもの （2）～（5） （略）
<u>（禁止物件）</u> 第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1）～（4） （略） （5） 電柱、<u>外灯柱</u>で、市長が指定するもの （6）～（12） （略） 2 <u>電柱、外灯柱</u>（前項第5号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第7条第4項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。 3 （略）	<u>（禁止物件）</u> 第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1）～（4） （略） （5） 電柱、<u>街燈柱</u>で、市長が指定するもの （6）～（12） （略） 2 <u>電柱、街燈柱</u>（前項第5号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第7条第4項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。 3 （略）

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第7条 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、前3条の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) 2 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、第4条及び前条の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) (3) 道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物又は掲出物件</u>で、規則で定める基準に適合するもの (4)～(7) (略) 3 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、第5条第1項の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) 4 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、規則で定めるところにより市長が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。 (1) 自家広告物又は道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物又は掲出物件</u>で、第2項第1号又は第3号に規定する基準に適合しないもの (2) (略) 5～7 (略) 8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する旨を市長に通知しなければならない。ただし、第1項から第3項までの規定において前3条の規定を適用しないこととされた<u>広告物又は掲出物件</u>を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限り	(適用除外) 第7条 次に掲げる<u>広告物等</u>については、前3条の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) 2 次に掲げる<u>広告物等</u>については、第4条及び前条の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) (3) 道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物等</u>で、規則で定める基準に適合するもの (4)～(7) (略) 3 次に掲げる<u>広告物等</u>については、第5条第1項の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) 4 次に掲げる<u>広告物等</u>については、規則で定めるところにより市長が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。 (1) 自家広告物又は道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物等</u>で、第2項第1号又は第3号に規定する基準に適合しないもの (2) (略) 5～7 (略) 8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する旨を市長に通知しなければならない。ただし、第1項から第3項までの規定において前3条の規定を適用しないこととされた<u>広告物等</u>を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

改正後	改正前
でない。 9 (略) (変更の許可) 第11条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物又は掲出物件を変更若しくは改造</u>し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。 2 (略) (許可の表示) 第12条 第6条又は第7条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る<u>広告物又は掲出物件</u>の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票を貼り付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を押したものの、許可の証印の印影を刷り込んだものの、政党が表示するはり紙若しくははり札又は証票を貼り付けることが困難な<u>広告物又は掲出物件</u>で規則で定めるものについては、この限りでない。 (許可の取消し) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) <u>虚偽の申請</u>その他の不正の手段で許可を受けたとき。	9 (略) (変更の許可) 第11条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物等を改造</u>し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。 2 (略) (許可の表示) 第12条 第6条又は第7条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る<u>広告物等</u>の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票を貼り付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を押したものの、許可の証印の印影を刷り込んだものの、政党が表示するはり紙若しくははり札又は証票を貼り付けることが困難な<u>広告物等</u>で規則で定めるものについては、この限りでない。 (許可の取消し) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) <u>詐偽</u>その他の不正の手段で許可を受けたとき。

改 正 後	改 正 前
<u>（管理義務）</u> <u>第13条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u> <u>（点検）</u> <u>第13条の3 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u> <u>2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。</u> <u>（改修及び除却の義務）</u> <u>第14条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置</u>	<u>（改修及び除却の義務）</u> <u>第14条 第6条又は第7条第4項若しくは第5</u>

改正後	改正前
<u>する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第13条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。</u>	<u>項の規定による許可を受けた者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、30日以内に広告物等を除却しなければならない。</u>
2 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物又は掲出物件が汚染し、たい色し、塗料等がはく離し、破損し、又は老朽したときは、直ちに改修し、又は除却しなければならない。</u>	2 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物等が汚染し、変色し、塗料等がはく離し、破損し、又は老朽したときは、直ちに改修し、又は除却しなければならない。</u>
(措置命令)	(措置命令)
第15条 市長は、この条例の規定又は第9条の規定による許可の条件に違反した<u>広告物又は掲出物件</u>について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。	第15条 市長は、この条例の規定又は第9条の規定による許可の条件に違反した<u>広告物等</u>について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
2 (略)	2 (略)
(違反広告物である旨の表示等)	(違反広告物である旨の表示等)
第16条 市長は、前条第1項の規定により<u>広告物又は掲出物件</u>の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより、当該<u>広告物又は掲出物件</u>にこ	第16条 市長は、前条第1項の規定により<u>広告物等</u>の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより、当該<u>広告物等</u>にこの条例に違反する旨の

改正後	改正前
の条例に違反する旨の表示をすることができる。 2 市長は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた<u>広告物又は掲出物件</u>の設置場所その他必要な事項を公表することができる。 <u>(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)</u> 第17条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した<u>広告物又は掲出物件</u>の名称又は種類及び数量 (2) 保管した<u>広告物又は掲出物件</u>の所在した場所及び当該<u>広告物又は掲出物件</u>を除却した日 (3) 当該<u>広告物又は掲出物件</u>の保管を始めた日及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した<u>広告物又は掲出物件</u>を返還するため必要と認められる事項 <u>(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)</u> 第18条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 法第8条第3項第2号に規定する<u>広告物又は掲出物件</u>については、前号に規定す	表示をすることができる。 2 市長は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた<u>広告物等</u>の設置場所その他必要な事項を公表することができる。 <u>(広告物等を保管した場合の公示事項)</u> 第17条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した<u>広告物等</u>の名称又は種類及び数量 (2) 保管した<u>広告物等</u>の所在した場所及び当該<u>広告物等</u>を除却した日 (3) 当該<u>広告物等</u>の保管を始めた日及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した<u>広告物等</u>を返還するため必要と認められる事項 <u>(広告物等を保管した場合の公示の方法)</u> 第18条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 法第8条第3項第2号に規定する<u>広告物等</u>については、前号に規定する期間が満

改正後	改正前
る期間が満了しても、なお当該<u>広告物又は掲出物件</u>の所有者、占有者その他当該<u>広告物又は掲出物件</u>について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>ホームページ等</u>に掲載すること。	了しても、なお当該<u>広告物等</u>の所有者、占有者その他当該<u>広告物等</u>について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>市広報に掲載又はその他公衆の見やすい場所に掲示</u>すること。
<u>(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)</u>	<u>(広告物等の価額の評価の方法)</u>
第19条 法第8条第3項の規定による<u>広告物又は掲出物件</u>の価額の評価は、取引の実例価格、当該<u>広告物又は掲出物件</u>の使用期間、損耗の程度その他当該<u>広告物又は掲出物件</u>の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、<u>広告物又は掲出物件</u>の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。	第19条 法第8条第3項の規定による<u>広告物等</u>の価額の評価は、取引の実例価格、当該<u>広告物等</u>の使用期間、損耗の程度その他当該<u>広告物等</u>の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、<u>広告物等</u>の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
<u>(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)</u>	<u>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</u>
第20条 法第8条第3項の規定による保管した<u>広告物又は掲出物件</u>の売却は、規則で定める方法により行うものとする。	第20条 法第8条第3項の規定による保管した<u>広告物等</u>の売却は、規則で定める方法により行うものとする。
(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)
第21条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。 (1) 法第7条第4項の規定により除却された<u>広告物又は掲出物件</u> 14日間 (2) 特に貴重な<u>広告物又は掲出物件</u> 3月 (3) 前2号に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>以外の<u>広告物又は掲出物件</u> 30日間	第21条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。 (1) 法第7条第4項の規定により除却された<u>広告物等</u> 14日間 (2) 特に貴重な<u>広告物等</u> 3月 (3) 前2号に掲げる<u>広告物等</u>以外の<u>広告物等</u> 30日間

改正後	改正前
(届出) 第22条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第14条の規定により<u>広告物又は掲出物件</u>を除却したとき。 (4) 許可の有効期間満了前に<u>広告物又は掲出物件</u>を除却したとき。 2 (略)	(届出) 第22条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第14条の規定により<u>広告物等</u>を除却したとき。 (4) 許可の有効期間満了前に<u>広告物等</u>を除却したとき。 2 (略)
(報告徴収、立入検査等) 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、<u>広告物又は掲出物件</u>の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入らせ、<u>広告物、掲出物件、帳簿書類</u>その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3 (略)	(報告徴収、立入検査等) 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、<u>広告物等</u>の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入らせ、<u>広告物等、帳簿書類</u>その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3 (略)
附 則 1・2 (略) 3 この条例の施行の際、現に県条例及び特例条例の規定により岐阜県知事若しくは市長の許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている<u>広告物又は掲出物件</u>で、この条例の規定に適合しないこととなるものにつ	附 則 1・2 (略) 3 この条例の施行の際、現に県条例及び特例条例の規定により岐阜県知事若しくは市長の許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている<u>広告物等</u>で、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、平

改 正 後	改 正 前
いては、平成24年3月31日までの間（岐阜県知事又は市長の許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、この条例の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置することができる。 4 前項の規定により表示し、又は設置することのできる期間の満了後において、この条例の規定に適合しない<u>広告物又は掲出物件</u>で、改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお当分の間、この条例の規定にかかわらず、当該<u>広告物又は掲出物件</u>を表示し、又は設置することができる。 5・6 （略）	成24年3月31日までの間（岐阜県知事又は市長の許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、この条例の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置することができる。 4 前項の規定により表示し、又は設置することのできる期間の満了後において、この条例の規定に適合しない<u>広告物等</u>で、改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお当分の間、この条例の規定にかかわらず、当該<u>広告物等</u>を表示し、又は設置することができる。 5・6 （略）

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第13条の3の規定は、令和9年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインが改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 国のガイドラインに文言をそろえるため、「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改めます。

(第7条、第11条、第12条、第14条～第22条、第24条、附則関係)

- (2) 広告物の所有者等の管理義務について規定します。

(第13条の2関係)

- (3) 広告物の所有者等の点検義務について規定します。

(第13条の3関係)

- (4) 広告物の所有者等の除却義務を強化します。

(第14条関係)

- (5) この条例は令和8年1月1日から施行します。ただし、第13条の3の規定は令和9年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 115 号

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

観光客や市民の利便性の向上を図るため、新設される駐車場の追加や、温泉街の既存駐車場の名称変更及び駐車サービス券の取り扱いを定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例

下呂市市営駐車場条例（平成16年下呂市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
（名称及び位置） 第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）</td></tr><tr><td><u>下呂温泉第 1 駐車場</u></td><td>下呂市森1126番地 1</td></tr><tr><td><u>下呂温泉第 2 駐車場</u></td><td>下呂市森1148番地 1</td></tr><tr><td><u>下呂温泉第 3 駐車場</u></td><td><u>下呂市幸田1154番地 1</u></td></tr><tr><td><u>下呂温泉第 4 駐車場</u></td><td>下呂市幸田1162番地</td></tr><tr><td colspan="2">金山駅前駐車場の項（略）</td></tr></table> （駐車サービス券） <u>第 4 条の 2 市長は、必要があると認めるときは、駐車サービス券を発行することができる。</u> <u>2 駐車サービス券の金額は、1 枚につき100円とする。</u> 別表（第 4 条関係） 駐車場の区分 <table><tr><th>駐車場の区分</th><th>自動車の種類</th><th>料金区分</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="4">旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）</td></tr></table>	名称	位置	旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）		<u>下呂温泉第 1 駐車場</u>	下呂市森1126番地 1	<u>下呂温泉第 2 駐車場</u>	下呂市森1148番地 1	<u>下呂温泉第 3 駐車場</u>	<u>下呂市幸田1154番地 1</u>	<u>下呂温泉第 4 駐車場</u>	下呂市幸田1162番地	金山駅前駐車場の項（略）		駐車場の区分	自動車の種類	料金区分	金額	旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）				（名称及び位置） 第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）</td></tr><tr><td><u>下呂温泉駐車場</u></td><td>下呂市森1126番地 1</td></tr><tr><td><u>阿多野駐車場</u></td><td>下呂市森1148番地 1</td></tr><tr><td><u>幸の瀬駐車場</u></td><td>下呂市幸田1162番地</td></tr><tr><td colspan="2">金山駅前駐車場の項（略）</td></tr></table> 別表（第 4 条関係） 駐車場の区分 <table><tr><th>駐車場の区分</th><th>自動車の種類</th><th>料金区分</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="4">旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）</td></tr></table>	名称	位置	旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）		<u>下呂温泉駐車場</u>	下呂市森1126番地 1	<u>阿多野駐車場</u>	下呂市森1148番地 1	<u>幸の瀬駐車場</u>	下呂市幸田1162番地	金山駅前駐車場の項（略）		駐車場の区分	自動車の種類	料金区分	金額	旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）			
名称	位置																																										
旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）																																											
<u>下呂温泉第 1 駐車場</u>	下呂市森1126番地 1																																										
<u>下呂温泉第 2 駐車場</u>	下呂市森1148番地 1																																										
<u>下呂温泉第 3 駐車場</u>	<u>下呂市幸田1154番地 1</u>																																										
<u>下呂温泉第 4 駐車場</u>	下呂市幸田1162番地																																										
金山駅前駐車場の項（略）																																											
駐車場の区分	自動車の種類	料金区分	金額																																								
旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）																																											
名称	位置																																										
旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）																																											
<u>下呂温泉駐車場</u>	下呂市森1126番地 1																																										
<u>阿多野駐車場</u>	下呂市森1148番地 1																																										
<u>幸の瀬駐車場</u>	下呂市幸田1162番地																																										
金山駅前駐車場の項（略）																																											
駐車場の区分	自動車の種類	料金区分	金額																																								
旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）																																											

改 正 後					改 正 前				
	下呂温泉 第 1 駐車 場	普通自 動車 及び軽 自動車	20分ごと 24時間あたり 1,500円を限度と する。	100円		下呂温泉 駐車場	普通自 動車 及び軽 自動車	20分ごと 24時間あたり 1,500円を限度と する。	100円
	下呂温泉 第 2 駐車 場	普通自 動車 及び軽 自動車	20分ごと 24時間あたり 1,500円を限度と する。	100円		阿多野駐 車場	普通自 動車 及び軽 自動車	20分ごと 24時間あたり 1,500円を限度と する。	100円
	下呂温泉 第 3 駐車 場	普通自 動車 及び軽 自動車	20分ごと 24時間あたり 1,500円を限度と する。	100円					
	下呂温泉 第 4 駐車 場	普通自 動車 及び軽 自動車	20分ごと 24時間あたり 1,500円を限度と する。	100円		幸の瀬駐 車場	普通自 動車 及び軽 自動車	20分ごと 24時間あたり 1,500円を限度と する。	100円
	金山駅前駐車場の項（略）					金山駅前駐車場の項（略）			
備考（略）					備考（略）				

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

観光客や市民の利便性の向上を図るため、新設される駐車場の追加や、温泉街の既存駐車場の名称変更及び駐車サービス券の取り扱いを定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 駐車場の名称を変更します。

(第2条、別表関係)

(2) 必要に応じて駐車サービス券を発行できるものとします。

(第4条の2関係)

(3) この条例は、令和7年3月1日から施行します。

(附則関係)

議第 116 号

下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について

下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

中小企業基本法の改正及び小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、下呂市における中小企業等の振興に関する基本的な理念や関係機関の責務、役割等を示すため、当該条例を定めるもの。

下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が本市の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び中小企業、小規模企業、商工会、金融機関、教育機関等の役割を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる方針を定め、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の活性化を図り、もって本市の地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する信用協同組合その他の法律に基づき金融業を営むもので、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出又は市民生活の向上に資すること。
- (3) 国、県、市、中小企業等、商工会、金融機関、教育機関等及び市民がそれぞれの責務又は役割の重要性を理解し、連携及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を国及び県と連携し、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、中小企業等が活力ある地域づくりへの貢献並びに地域住民の生活の向上、雇用の確保及び交流の促進に果たす役割の重要性について、市民への理解を深めるよう努めなければならない。

（中小企業等の役割）

第5条 中小企業等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努め、又は創業（法第2条第3項に規定する創業をいう。以下同じ。）するものとする。

- 2 中小企業等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域づくりに積極的に取り組むとともに、環境との調和に配慮し、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。
- 3 中小企業等は、雇用機会の確保及び人材の育成を図るとともに、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的に努めるものとする。
- 4 中小企業等は、市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。
- 5 中小企業等は、経営能力の向上を図るため、商工会へ積極的に加入するよう努めるものとする。
- 6 中小企業等は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（商工会の役割）

第6条 商工会は、中小企業等の経営の革新及び経営基盤の強化又は創業への支援に積極的に取り組むものとする。

- 2 商工会は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、商工会の事業活動に反映するよう努めるものとする。
- 3 商工会は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第7条 金融機関は、円滑な資金の供給、経営相談その他の方法を通じて中小企業等が経営の革新及び経営基盤の強化又は創業できるよう支援に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めるものとする。

（教育機関等の役割）

第8条 教育機関等は、教育活動等を通じて、中小企業等における勤労及び中小企業等に係る職業に関する意識の啓発をするとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第9条 市民は、中小企業等の振興が、地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業等を支援する視点から市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

2 市民は、市が行う中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めるものとする。
(施策の基本方針)

第10条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業等の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業等の経営の安定及び革新に関すること。
- (2) 中小企業等の経営基盤の整備及び強化に関すること。
- (3) 中小企業等の人材育成及び雇用の安定に関すること。
- (4) 中小企業等の創業及び起業の支援に関すること。
- (5) 中小企業等の資金調達の円滑化に関すること。
- (6) 中小企業等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 中小企業等の事業承継に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策に関すること。

(振興計画の策定)

第11条 市は、中小企業等の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企等の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、前項に規定する振興計画を策定するときは、あらかじめ、中小企業等、商工会その他必要と認める関係機関の意見を聴くものとする。

3 市は、中小企業等をめぐる社会情勢の変化を勘案し、中小企業等の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、必要に応じて振興計画を変更するものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例要綱

1. 制定理由

中小企業基本法の改正及び小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、下呂市における中小企業等の振興に関する基本的な理念や関係機関の責務、役割等を示すため、当該条例を定めるものです。

2. 概要

(1) この条例の目的を定めています。

(第1条関係)

(2) 中小企業等の振興を推進していくために、基本的な理念を規定しています。

(第3条関係)

(3) 中小企業等の振興を推進していくために、市が担うべき責務及び商工会等が担うべき役割等について規定しています。

(第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条関係)

(4) 中小企業等の振興に関する施策の基本方針や振興計画の策定について定めています。

(第10条、第11条関係)

(5) 中小企業等に関する施策の実施に必要な市の財政上の措置について規定しています。

(第12条関係)

(6) この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

(第13条関係)

(7) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)